

議題2 (2) 令和7年度研修計画について

別紙2

	研修名	対象者	内容	主催	実施日(予定)	開催場所	受講者	備考
都市整備局	人権問題研修	局全職員	様々な人権に配慮した接遇力の向上	都市整備局	令和7年8月～令和7年9月	Web	約600	
職員人材開発センター・市民局等	令和7年度 新採用者研修	新採用者	市職員として人権を学ぶことの意義や、本市人権行政の推進体制を学ぶことを目的とする	職員人材開発センター・市民局	令和7年4月	職員人材開発センター	約30	
	所属別人権問題研修	全職員	「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、大阪市を「人権が尊重されるまち」へと導くため、人権尊重の視点からの行政運営を積極的に推進することのできる職員を育成することを目的とする。	市民局	未定	Web	約600	
	人権問題指導者研修	課長級又は課長代理級2年目以降	課長・課長代理級職員を所属人権問題研修において講師又は助言者として指導的役割を果たす人権問題指導者（研修リーダー）として養成する	職員人材開発センター・市民局	未定	職員人材開発センター	約1	
	人権問題研修（管理者層）	局長級・部長級・課長級・課長代理級・技能統括主任	管理者層が、人権問題についての正しい理解と認識のもと、それぞれの職場において適切な対応をなし、また職員に対して正しい指導をしめる資質を養うことを目的とする	職員人材開発センター・市民局	未定	職員人材開発センター	約100	

## (参考) 人権行政推進委員会設置要綱

### 都市整備局人権行政推進委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 すべての市民の人権が尊重される心豊かで生きがいのある社会の実現に向け、局の運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、人権教育・啓発・職員研修の取組みについて、各課等相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、都市整備局に「都市整備局人権行政推進委員会（以下「委員会」という。）」を置く。

#### (組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長、委員で構成する。

- 2 委員長は、局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、理事をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げるものをもって充てる。

#### (職務)

第3条 委員長は、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐する。

#### (会議)

第4条 委員会は、委員長が招集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外のものを出席させ、意見を述べさせることができる。

#### (協議事項)

第5条 局の運営を人権尊重の視点から総合的に推進するための取り組みに関するこ

- 2 局における人権教育・啓発・職員研修の取組みに関するこ
- 3 その他、委員長が必要と認める事項に関するこ

#### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

#### (施行の細目)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

#### 附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

	補 職 名
委 員	総務部長
	企画部長
	ファシリティマネジメント担当部長
	公共建築室長
	建築設備担当部長
	市街地整備部長
	事業推進担当部長
	住宅部長
	住宅管理担当部長
	総務部総務課長